

社長のためのお勉強

平成30年9月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

被災した取引先等に対する支援

昨今は地震だけでなく台風や豪雨による洪水、河川の決壊、土石流などで甚大な被害が増加しています。被災された取引先や被災者の方への義援金や支援物資については、税務上次のように取り扱います。

●被災された取引先に対する支援

被災前の取引関係の維持・回復を目的とし、取引先の復旧過程の期間において支出する見舞金は、交際費には該当せず全額損金に算入されます。また、災害により損壊した商品と同様の商品が無償で補填した場合も同様です。

●被災者に対する支援

不特定又は多数の被災者を救援するために、自社製品等の提供に要する費用は、寄附金や交際費ではなく、広告宣伝費に準ずるものとして取り扱います。

●被災された方を支援するため支払った義援金

県の災害対策本部等へ支払った義援金や、日本赤十字社や中央共同募金会に支払った義援金のうち最終的に県等に拠出されることが募金趣意書等で明らかにされているものは、「国等に対する寄附金」に該当し全額が損金算入されます。

●被災地の救援活動を行っているNPO法人に支払った義援金

そのNPO法人が「認定NPO法人」に該当し、支払った義援金はその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものは、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し、限度額の範囲内で損金算入されます。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください